

特定非営利活動法人もやい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人もやいという。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字英比16番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、やがて迎える老いを心豊かに受けとめ、誰もが安心して子どもを生み育てられる地域社会を目指して、高齢者、障害者及び困難を抱える家庭等に対して、助け合いの精神により、住民の参加と協力の下、福祉サービス及び子育て支援に関する事業を行ない、安心安全のまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 在宅福祉サービス事業
 - ② 子育て支援事業
 - ③ 福祉移送サービス事業
 - ④ 介護保険法に基づく訪問介護事業
 - ⑤ 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
 - ⑥ 介護保険法に基づく通所介護事業
 - ⑦ 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
 - ⑧ 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業
 - ⑨ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑩ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

- ⑪ 福祉及びまちづくりに関する研修、啓発、相談及び地域交流事業
- ⑫ 介護予防・日常生活支援総合事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加、賛助もしくはサービスの提供を受けるとともに、会の運営に携わる個人
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する個人
- (3) 利用会員 この法人の目的に賛同し、サービスの提供を受ける個人
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助する個人または団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会員が、正当な理由なく年会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表、3人以内を副代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員及びその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人の業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は代表が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要の事項は理事会において定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の会員である協力会員、利用会員、賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 年会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、議会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等成るものとする。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集

の請求があったとき

- (3) 第15条第4項第5号の規定により監事から召集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における決議事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事会の議決を経て定める。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算作成後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書

面は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、解散の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
代表 安井洋子
副代表 新美幸子 前岡陽子
理事 青木ふく子 伊藤多恵子 井上由子
岡戸久子 月東陽子 鶴淳子 山口文子
監事 新美愛子 新美一郎
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、成立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)年会費 ①正会員 6000円
②利用会員 3000円
③協力会員 3000円
④賛助会員 3000円以上

但し、任意団体「住民互助型有償サービスもやい」に年会費を納入している者は、この法人の初年度の年会費を軽減することができるものとする。

附則

この定款は、平成 11 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この定款は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 15 年 1 月 23 日）から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 19 年 3 月 9 日）から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 24 年 10 月 12 日）から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 25 年 11 月 29 日）から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 26 年 10 月 24 日）から施行する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成 29 年 10 月 27 日）から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この定款は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。